

第54回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画4件							
1	秋田県	にかほ市 由利本荘市	由利本荘・にかほ 果実酒リキュール 特区	にかほ市・由利 本荘市の全域	秋田県南西部に位置し、隣り合うにかほ市と由利本荘市は、両市ともに農業が盛んである。また、果樹が特産品として認められている共通点があり、生産農家同士の交流が頻繁に行われている。今後、更に活気あふれる農業を目指すためには、市の枠組みを超えた連携体制を構築し、各農家や小売店の販路を拡大させていく必要がある。近年、人気・知名度が高まりつつある特産品のいちじくを果実酒の原材料にすることで、小売店の活性化やそれに伴う生産農家への需要を増大させ、所得の向上と地域の活性化を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
2	山形県	天童市	てんどうワイン 特区	天童市の全域	本市はぶどうの栽培適地として気候に恵まれており、ワインの生産に意欲的な農業者がいるものの、ワインの最低製造数量基準を満たすために必要な多額の設備投資が課題となり、新規参入が難しくなっている。このため特例措置を活用してワイン製造への参入障壁を緩和し事業者の新規参入を進めるとともに、原材料であるぶどうの需要拡大を通じた遊休農地の有効活用により、農村地域の活性化と天童産ワインの多品目化を推進する。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
3	静岡県	掛川市	掛川市緑茶リ キュール特区	掛川市の全域	掛川市は、全国有数の生産量と、全国茶品評会「深蒸し煎茶の部」で産地賞を最多受賞するなど品質の高さを誇る緑茶の産地であるが、急須で淹れる高価格帯のリーフ茶から安価な原料で製造されるドリンク茶へと消費形態が変化したことにより、荒茶の取引価格は低迷し、生産農家の経営は厳しい状況にある。 このため、多様化する消費形態に対応する商品として、緑茶を使用したリキュール酒を製造することで、新たな付加価値を創出し、消費の拡大、地域及び茶業界の活性化を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
4	愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽 しい給食特区	西尾市の全域	西尾市では、西尾市立幡豆学校給食センターから市内の公立保育所15園に給食の外部搬入を行い、保育所の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てている。また、地産地消により地元食材への関心を高めるとともに、給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの一貫した食育を可能とし、正しい食習慣の定着に取り組んでいる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業